



第 5 部 医療費適正化計画の推進

第 1 章 評価

第 2 章 計画の公表・周知、個人情報の取扱い、 地域包括ケアに係る取組



第1章 評価

■ 1. 毎年度評価

各個別事業の評価に基づき必要な修正があった場合は、毎年度策定する個別事業計画に反映させます。

なお、評価にあたっては保険者が評価したものについて、福岡県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会等第三者機関から助言を受けるとともに、福岡市国民健康保険運営協議会に報告を行います。

■ 2. 中間評価

令和8年度に、令和7年度までの個別事業評価、計画全体の評価に基づき必要に応じて、計画の見直しを図ります。

■ 3. 計画終了年度評価

令和11年度に、令和10年度までの個別事業評価、計画全体の評価に基づき、第4期医療費適正化計画を策定します。

第2章 計画の公表・周知、個人情報の取扱い、地域包括ケアに係る取組

■ 1. 計画の公表・周知

本計画はホームページにて公表し周知を図ります。

■ 2. 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じます。

■ 3. 地域包括ケアに係る取組・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、福岡市におけるネットワーク構築や市レベルの課題解決を図るとともに、関係団体等と行政による一体的な取組を推進するため、福岡市における最上位の「地域ケア会議」として関係団体等行政の代表者からなる「福岡市地域包括ケアシステム推進会議」に国保保険者として参加します。

また、KDBデータ等を活用し、生活習慣病や介護予防が必要な対象者を抽出し、地域包括ケア推進部門等の関係者と情報共有を図り、被保険者が安心して住み慣れた地域で過ごすことができる地域づくりに資するよう努めます。

さらに、福岡市として、福岡県後期高齢者医療広域連合から保健事業実施の委託を受け、専門職を活用し、国保の保健事業について、後期高齢者医療制度の保健事業（ハイリスクアプローチ）と介護保険の地域支援事業（フレイル予防ポピュレーションアプローチ）と一体的に実施します。

■ 4. その他の留意事項

健康増進部門、介護予防部門、各区事業実施部門等、関係する課との連携をとりながら、事業を推進します。